

○総務省告示第二百七十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十四日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

前 正 後		前 正 後	
〔 1 略 〕		〔 1 同左 〕	
2 特定小電力無線局		2 〔同左〕	
周波数	指定周波数帯	周波数	指定周波数帯
〔略〕	〔略〕	〔同左〕	〔同左〕
433. 92MHz	433. 67MHzから434. 17MHzまで (注 1)	433. 92MHz	433. 67MHzから434. 17MHzまで (注 1)
〔略〕	433. 05MHzから434. 79MHzまで (注 2)	〔同左〕	433. 795MHzから434. 045MHzまで (注 2)
注		注	
1 〔略〕		1 〔同左〕	
2 施行規則第6条第4項第2号4)に規定する特定小電力無線局に限る。		2 設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定する特定小電力無線局に限る。	
〔 3 ・ 4 略 〕		〔 3 ・ 4 同左 〕	
〔 3 ～ 6 略 〕		〔 3 ～ 6 同左 〕	
備考 表中の [] の記号は注記を要する。			